

第8日

平成30年6月19日（火）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

議案等の質疑に入ります前に、昨日の佐々木明子議員の一般質問に対する答弁について、執行部から訂正の申し出がありましたので発言を許可いたします。都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 18日の佐々木議員の一般質問で、朝倉市営住宅の家賃減免について、議員がお尋ねのケースの減免率を「4分の1」と答弁申し上げましたが、「4分の3」が正しい減免率ですので、訂正をさせていただきます。

○議長（中島秀樹君） よろしゅうございますでしょうか。

ただいまの執行部からの発言のとおり、訂正することについては、議長において許可をいたします。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第2号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号平成29年度朝倉市一般会計予算の繰越明許の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号平成29年度朝倉市水道事業会計予算の繰越の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号平成29年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号平成29年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号平成30年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号平成29年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号平成30年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号平成29年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号平成30年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第51号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案専決処分について（平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありますか。9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 補正予算書24ページ、10款教育費1項教育総務費3目各種学校費、幼稚園費で1億1,942万8,000円が計上されておりますが、事業の内容等々においてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 14款2項4目14節教育費国庫補助金、歳入のほうで、認定こども園の整備交付金が7,961万9,000円ございます。これは国庫補助を受けるものでございますが、学校法人英光学園、施設名が甘木双葉幼稚園でございます。これが建設する認定こども園の幼稚園部分に対し、市が行う施設整備補助金に係る交付金でございます。

歳出のほうで、10款1項3目19節各種学校費の負担金補助及び交付金として、1億1,942万8,000円の補正を行っております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 認定こども園そのものは、こういった事業でございましょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） これは、就学前の子供たち、幼稚園児、それから保育園、これを一体型として施設を整備しまして、子供たちの教育、それから保育を促進するような事業でございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 特定財源のうちのその他の財源、200万9,000円が計上されておりますが、これは何を指しているのか、それと将来的に認定こども園の別枠で、当然ながら各、朝倉のほうにも幼稚園は2カ所あるわけでございますが、そういった関係で手を挙げ

られる、将来的に手を挙げられた場合における対応関係はできるものかどうか、それは十分な精査の上で事業計上されておると思いますが、将来的な展望を含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） まず、その他の部分は、まちづくり基金交付金でございます。

それから、ほかの幼稚園が手を挙げた場合の関係ですけれども、これにつきましては、毎回、毎回と言いますか、毎年、要望等を聞いております。どういうふうな進め方をされるかですね、経営状況を。議員のおっしゃる朝倉町部分の幼稚園に対しても聞き取りを行っておりますが、今回は申請しないということで聞いております。

将来的にも、こういう方向性で進めていく形に、認定こども園の促進という形で進めていくような政策をとるところでございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例及び朝倉市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。質疑はありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案財産の取得についてを議題とします。質疑はありませんか。1番渡辺毅議員。

○1番(渡辺 毅君) 1番議員、渡辺です。情報系仮想化基盤とはどのようなものなのか、そして何のための取得なのかというのをお尋ねします。

○議長(中島秀樹君) 総合政策課長。

○総合政策課長(梅田 功君) 情報系仮想化基盤についてですけれども、まず情報系と申しますのは、市のシステムが基幹系、住民基本台帳とかそういうようなものがございませぬ。情報系、こちらはインターネットとかそういうようなものがございませぬ。情報系の仮想化基盤でございまして、仮想化基盤と申しますのは、通常、一つのシステムに対しまして1台のサーバーが必要になります。それがIT技術の進歩もありまして、今一つのサーバーが必要なものですが、今では要領の大きいサーバーを準備しまして、その中で複数のシステムのサーバーを動作させるものです。

それで、今回は36のサーバーが必要となるシステムを3つのサーバーで動作させることができるという進歩があるというようなことでございませぬ。以上でございませぬ。

○議長(中島秀樹君) ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案福岡県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第54号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島秀樹君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、27日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時15分散会